

お 知 ら せ

この度、崇仁北部第四住宅地区改良事業計画（昭和61年3月17日付け建設省京住整発第1号認可）につきまして、令和8年3月4日付けで内容が一部変更となりましたので、お知らせします。

事業計画に関する図書につきましては、京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課で閲覧できます。

引き続き、本事業に対する皆様方の御理解、御協力をよろしく申し上げます。

1 事業の名称

崇仁北部第四住宅地区改良事業

2 事業計画変更の告示の写し（別紙参照）

3 事業の施行区域（別紙参照）

4 事業計画の変更年月日

令和8年3月4日

令和8年3月25日
京 都 市
都市計画局住宅室
すまいまちづくり課

京都市告示第737号

住宅地区改良法第5条第2項の規定において準用する同条第1項に規定する事業計画を一部変更しましたので、同法第8条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示します。

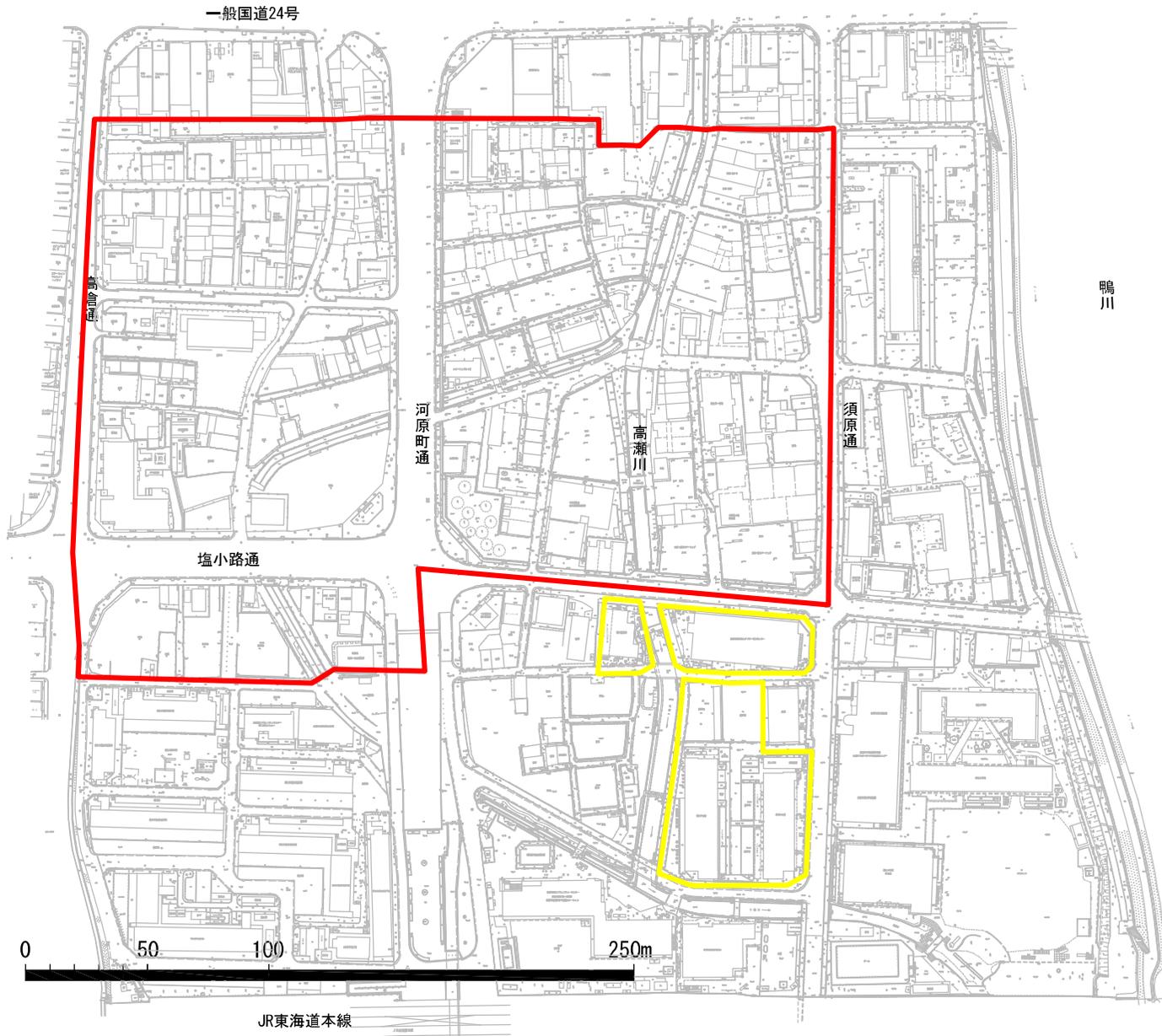
令和8年3月25日

京都市長 松井 孝治

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第四住宅地区改良事業
- 2 事業計画決定の年月日 昭和61年3月17日
- 3 事業計画変更の年月日 令和8年3月4日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)

崇仁北部第四地区 施行区域図



凡 例	
	地区指定範囲
	地区外建設用地

